

主要農作物種子法廃止法施行に対する意見書

昨年4月14日、主要農作物種子法（以下「種子法」）廃止法案が可決成立し、本年4月より種子法は廃止された。これによって、昭和27年より日本の農業と国民の食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要農作物の種子を100%国産でまかなってきたことの法的な根拠及びその財源の支出根拠もなくなった。特に、基幹作物としての米は、民間企業の参入による種子価格の高騰、優良品種の維持や開発の衰退、各地域にあった品種の多様性の喪失など深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

また、種子法廃止と合わせて導入される農業競争力強化支援法では、「種子、その他種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成、その他の種苗の生産及び供給を促進する」「行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間業者への提供を促進する」としており、国民の共有財産である種子技術の国外への流出、さらには一部企業が種子を独占しかねない。長期的には、世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が、日本の種子市場を支配することの懸念も指摘されており、庄原市の農業、農家、消費者にとっても、これらは重大な問題である。

種子法の廃止に当たり、参議院では附帯決議として、「都道府県での財源確保」、「種子の国外流出禁止」、「種子独占の弊害の防止」などを求めている。種子が持つ高い安全性と公共性こそが日本の主要農作物の強みである。

よって、庄原市議会は、食料の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するため、新たな法整備などを求めるとともに、都道府県への財政的支援など積極的な施策を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

広島県庄原市議会